

○順天堂大学研究倫理教育に関する実施要領

平成 27 年 4 月 1 日
改正 令和 元年 8 月 1 日

1. この要領は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範（平成 19 年 11 月 1 日規第平成 19-6 号）」及び「順天堂大学における学術研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（平成 19 年 11 月 1 日規第平成 19-7 号）」の定めるところに従い、順天堂大学（以下「本学」という。）に所属する教職員等及び学生に対する研究倫理教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施するために必要な事項を定める。

2. 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、次の通りとする。

- ① 「教職員等」とは、本学の教職員のうち職務として研究に携わり、専ら本学の施設・設備を使用して研究する者（非常勤教員を含む。）及びこれらを支援する職員（公的研究費を原資として雇用される職員、パートタイム職員及び派遣職員を含む。）をいう。
- ② 「学生」とは、大学院学生及び学部学生、研究生、外国人研究生、専攻生、その他本学に在学し、研究に従事する者をいう。
- ③ 「受講対象者」とは、本項に規定する教職員等及び学生をいう。

3. 研究倫理教育プログラム

- (1) 受講対象者は、研究に携わるに当たり、別表に示した分類に応じて次の各号のいずれかの研究倫理共通教育（以下「共通倫理教育」という。）を受講しなければならない。
 - ① 一般財団法人公正研究推進協会「eAPRIN」による e-learning プログラム
 - ② 独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」による e-learning プログラム
- (2) 各部門長は、各部門の研究分野等の特性に応じた研究倫理教育を必要に応じて実施する。
- (3) 教職員等は、特別な事情がある場合を除き採用後、速やかに (1) に定める共通倫理教育を受講するものとする。
- (4) 学生に対しては、学部や研究科及び学年等に応じ、授業等（別表に定める共通倫理教育の項目を含む）において研究倫理教育を実施するものとする。

- (5) 受講対象者は、次の各号を順守するものとする。
- ① 共通倫理教育受講に際し、不正を行わない旨の誓約書を提出しなければならない。
 - ② 共通倫理教育受講後1ヶ月以内に受講修了証を提出するものとする。
 - ③ 共通倫理教育受講から5年毎に再受講するものとする。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、前職において受講した者は、就任後速やかに受講修了証を提出するものとする。
- (6) 教職員等及び学生が、高齢、病気等の事由により、所定の時期に研究倫理教育プログラムを修了することができない場合には、教職員等及び学生の申請により、研究倫理教育プログラムの修了義務を免除されることがある。
- (7) 教職員等及び学生が、公的研究費の配分機関による同様の研究倫理教育プログラムを修了した場合には、学長は教職員等及び学生の申請により、本学の研究倫理教育プログラムの修了義務を免除することがある。

附 則

- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年9月1日から施行する。
- この要領は、平成30年6月1日から施行する。
- この要領は、令和元年8月1日から施行する。

別表

研究倫理共通教育プログラム

(APRIN : 研究倫理 e ラーニングコース) e-learning 教材及びコース一覧

領域	単元	対象者				
		教員	大学院 (博士課程)	大学院 (修士課程)	学部学生	職員
責任ある研究 行為：基盤編	責任ある研究行為について	必須	必須	必須	必須	必須
	研究における不正行為	必須	必須	必須	必須	必須
	データの扱い	必須	必須	必須	必須	必須
	共同研究のルール	必須	必須	必須		必須
	利益相反	必須	必須			任意
	オーサーシップ	必須	必須			任意
	盗用	必須	必須	必須	必須	任意
	社会への情報発信	任意				
	ピア・レビュー	任意				
	メンタリング	任意				
	公的研究費の取り扱い	必須	必須			必須

(JSPS : 研究倫理 e ラーニングコース) e-learning 教材及びコース一覧

領域		対象者				
		教員	大学院 (博士課程)	大学院 (修士課程)	学部学生	職員
Section I	責任ある研究活動とは	必須	必須	必須	必須	必須
Section II	研究計画を立てる	必須	必須	必須	必須	必須
Section III	研究を進める	必須	必須	必須	必須	必須
Section IV	研究成果を発表する	必須	必須	必須		必須
Section V	共同研究をどう進めるか	必須	必須	必須		必須
Section VI	研究費を適切に使用する	必須	必須	必須		必須
Section VII	科学研究の質の向上に寄与するために	必須	必須	必須		必須
Section VIII	社会の発展のために	必須	必須	必須		必須

(注1)各単元を受講し、最後の課題に答える。各単元80%以上の正答で受講コースの修了となる。間違えた箇所は、合格点を取るまで何度でもやり直しできる。

(注2)大学院博士課程学生は、e-learning 受講が望ましい。

(注3)学部学生は、授業において必須項目を含む研究倫理教育で本プログラムの受講に替えるが、e-learning 受講を推奨する。